

**令和3年度愛媛県立宇和島水産高等学校  
専攻科入学者選抜追検査の実施について**

1 受検手続

- (1) 令和3年度愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科入学者選抜追検査実施要領（以下「要領」という。）3(1)の追検査受検願は、様式第1号とする。
- (2) 要領3(3)の規定による通知は、追検査受検承認通知書（様式第2号）によるものとする。

2 出願書類の処理等

- (1) 高等学校等の校長は、追検査受検希望者から提出のあった追検査受検願を高等学校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校長は、追検査受検の理由が適当と認められた者について、追検査受検承認通知書を高等学校等の校長に交付するものとする。

3 高等学校長の報告

- (1) 追検査の実施の有無等の報告  
要領4(1)の規定による報告は、追検査実施計画書（様式第3号）によるものとする。
- (2) 学力検査及び面接に関する報告  
高等学校長は、追検査に係る学力検査及び面接の実施状況を、電話で令和3年1月28日（木）午前10時までに、追検査に係る学力検査及び面接の実施状況報告書（様式第4号）により令和3年2月1日（月）までに報告するものとする。
- (3) 報告書の提出先は、高校教育課とする。

4 その他

- (1) 受検票は、本検査のものを使用する。
- (2) 数学I、コミュニケーション英語I、航海・計器、船用機関、生物基礎、水産海洋基礎のいずれの科目も受検しない者については、午後1時30分までに控室入室させ、点呼及び受検上の注意を行うものとする。
- (3) 病気その他やむを得ない事情により、追検査を受検できなかったと認められる入学志願者に対しては、必要書類を審査して、選抜することができる。